

# 平成20年第1回(3月) 定例会

## 一般質問 宇野俊市

シリーズ

“日本が破綻する”前に、  
玉野市の再生を！

私はこの壇上で、“日本が破綻する”前に、玉野市の経営改革！シリーズを、新人議員として初めて質問したときのことは、今でも鮮明に記憶しています。

「どうもうちのまちはおカネがないらしい」とか、「うちのまちは夕張市のようにならないでようね」・・・巷で最近になってよく耳にするようになりましたが、その当時の議員席からは、自治体が非常事態になっているにも拘わらず、議場が失笑に包まれたことを覚えています。それから今年で、9年目を迎えることになりました。

私は常々、国や県を信用してはいけない、陳情を止めて、交渉に切り替えるよう訴えてまいりました。

やっと、昨日の有元議員の御質問に、初めて市長が県と、交渉らしい交渉をしたような御答弁をされていたのを御聞きし、いくらか溜飲が下がったところであります。

今、地方再生に何が必要か！その理由について、簡単に述べますと、皆さまもご存じのように、国の政策によって作り上げられたのがバブル経済であり、そのバブル部分を短期間に解消しようとしたのも国の政策でした。それにより多くの企業が倒産し、多くの人たちが無一文となりました。国に踊らされた人々たちを国は救おうとしなかったが、銀行だけは別でした。国によって作り上げられた土地本位制が国によって壊された結果、貸し付け担保価値の暴落により、銀行が倒産の危機にさらされたわけです。旧大蔵省により管理監督されていた銀行が破綻すれば、国の経済が混乱するだけでなく、土地政策の失敗責任を追究されかねないことを恐れた国は、必至で銀行を支えざるを得なかった。一方で、今度はそのツケを一般国民を騙して、ゆとりローンでその住宅を売りつけました。銀行団も自らの血を流しながら合併を繰り返

返し、メガバンクとして生き残ることが出来ました。一滴も血も流さなかったのは旧大蔵官僚だけでありました。

昨年からの食の安全問題では、誰一人として犠牲者が出なくても社会的、倫理的責任を行政とマスコミに厳しく追究され、企業の経営責任者はカメラの前で土下座せんばかりに謝罪し、倒産に追い込まれた企業もありました。国民を裏切った代償であります。不動産業界や銀行業界、食品業界も大きな教訓として、今後各々の企業に生かされていくことでしょう。

同様に、行政の関与した第3セクターも同じでなくてはならない。国民に隠れたところで安易に処理されたならば、又近い将来同じ過ちを繰り返すこととなることを懸念しています。本市はどうですか。今回の議場で、行政と民間の問題が議論されていますが、まさに、今、行政に経営責任が問われています。

それでは、通告の通り、4項目について、一般質問を行います。

4項目目は、さきほどの前段と、最後の要望にとどめ、以下、3項目について質問いたします。

具体的に質問項目を通告いたしておりますので、明解な御答弁をお願い申し上げます。

### 一、政務調査費の報告書の

#### チェックと説明責任は？

政務調査費の運用は、玉野市議会の自立性に委ねられているのが本来の姿であるが、玉野市条例では、改正前の条例にも改正後の条例にも、市議会がチェックに当たる規定はなく、市長の権限を定めている。これは市民の納めた税金の使途が適正かどうかをチェックするための、市長に課せられた義務の規定である。

玉野市議会政務調査費の交付に関する条例の第9条の2項に、「市長は、政務調査費の交付を受けた会派及び議員がこの条例に違反したとき又は不適切な支出が認められるときは、期限を定めて政務調査費の全部又は一部の返還を命ずることができる」とあり、また、改正前の条例の第9条には、「……必要な経費として支出した総額を控除して残余がある場合は、当該残余の額に相当する額の政務調査費の返還を命ずることができる」

と市長の権限を定めてある。そこで、具体的に質問します。

1, 返還を命ずることができるとある以上、収支報告書を鵜呑みにすることなく、適正に支出されたかどうかの審査のあと、返還を命ずる残余の額の有無を判断しなければならぬ。市長の就任前を含め、どのように点検して来たかを聞きたい。

**市長** 政務調査費につきましては、平成12年の地方自治法の改正により、各地方公共団体が条例の定めるところにより、その議会における会派または議員に対して、交付できるとされたものであります。この法改正を受け、本市におきましても、平成13年3月に玉野市議会政務調査費の交付に関する条例及び、同条例施行規則を制定し、これらの規定に基づき、政務調査費の執行を、しているところであります。

議員質問の支出について、まず提出のあった会派の経理責任者及び、議員が議長に対し、収支報告書の提出を行うこととされております。

2, 条例の規定を適用して返還を命じた例がある場合は、議員名を含め、その事例を具体的に答弁していただきたい。

なお、そのような事例がなかったとすると、すべてが適切に支出したと判断したものと考えなければなりません。その判断の根拠をお聞きします。

**市長** 事務局において、提出のあった収支報告書について、費目及び金額が適正かどうかを行っていたものでございます。それらの事務処理において、これまで条例第9条の規定に基づき、返還を命じた事例はございません。

3, 昨年の暮れごろ、当時の兼光一弘議員が政務調査費の不適切な支出を暴露され、「一身上の都合」という不可解な理由で議員の職を辞しました。選挙で選出された公人の議員の身分であるにも拘わらず、私はもちろん市民は真の辞職の理由を聞いていません。

一方、新聞やテレビの報道によると、「政務調査費の支出の領収書を偽造していたことが暴露され、市に一定額を返還した上、責任を取って辞職した」と報じられています。

そこで、一連の報道を踏まえて、市長にお聞

ききたいのは、当該議員の返還分を、不適切な支出であるとして返還額分を受理した根拠は何かについて、お尋ねします。

① 会派または本人から、偽造であった旨の文章でも提出されているのですか。

② 提出済みの収支報告書の差し替えか訂正が文書によってなされ、それによって確認したものですか。

③ 議長名による何らかの文書か、口頭の申し出などで確認して処理したのですか。

④ その他の方法をとったとすれば、それはどういうものですか。この場合はより具体的に開示願います。

**市長** 辞職された議員にかかる政務調査費の返還についてでございますが、平成十九年十一月二十六日付けで文書により収支報告書の修正及び、返還の申し入れがあり、残余額の返還が行われ、残余額の返還が行われたものでございます。

返還の理由としては、収支報告書に記載された内容を再度見直した結果、事務所費において、市政の調査研究に必要な内意経費が含まれていたと認めため、返還すると述べられています。

今回様々な報道がされ、議会におかれましても対応等について、議論がされたものとお聞きしておりますが、市といたしましては、現時点では、該当する費用について、返還が行われていること、及び、犯罪行為である証拠を持ち合わせてないことから、告発については考えておりません。

4, 報道の内容が事実であるとする、同氏は「私文書偽造と詐欺罪」に問われるおそれがあります。また、市長は、刑事訴訟法による告発義務があると理解しています。この点についての市長の御認識をお聞きします。

5, なお、当該議員の名誉にかかるとのであるのに、真相の究明をおろそかなまま放置するのであれば、市民の知る権利は守ることができないと考ええます。

本件に関する真相を市民の前に明らかにするのが、為政者としての責務であると考えますが、如何ですか。

## 二、随意契約の疑義

随意契約とは、言うに及ばず、競争の方法によることなく、任意に特定の者を選んで契約を締結することでありませう。

さて、玉野市の水道緊急修繕工事（土木掘削工事を含む）の「支出負担行為決議書（修繕工事伺）」を一瞥すると、予算科目から、款・水道事業費、項・営業費用、目・配水及び給水費、節・修繕費とあり、入札は全て随意契約となつています。

摘要欄には「関係書類別途保管」とあり、「随契約理由」として、

地方公営企業法施行令第21条の14

（随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。）

第1項第5号

（緊急の必要により競争入札に付することができないとき。）

と、第1項第6号。

（競争入札に付することが不利と認められるとき。）

また、玉野市財務規則第121条

（部等の長は、随意契約によるうとするときは、

2人以上のものから見積書を徴さなければならぬ。ただし、次の各号の一に該当するときは、この限りでない。）

第五号適用と、随契約理由がありました。

（その他特別な事情のあるとき。）

そこで、具体的に質問いたしますので、明解な御答弁をお願いいたします。

（パソコンの変換を間違えて、**気持ちの良く快いおへん、答え、解明の解りや**）

1 いま、私が述べました、支出負担行為決議書に**随契約の理由が平成一八年分全部と、一九九年分の一部に、何も理由が記されていないのがありませう。**

その理由をお聞きします。

水道部長・答弁

1、

2、玉野市工事検査規程の第8条には（検査の復命）として、工事検査員は、検査

を終了したときは、その成績を所定  
の工事完了検査復命書及び、工事出来形検査復命書により事業管理者である市長に復命しなければならぬ。となつており、この場合の専決区分は、この場合は、主管課長となつていませう。

また、その2項には、工事検査員は、検査が終了したときは、請負者からの求めに応じ、所定の工事出来形検査証又は工事完了検査証を交付するものとする。とあります。

私素人ですからお尋ねしますが、「支出負担行為決議書」の、一番下段に、**検査調書というのがあります**が、そこに**検査年月日と検査員名と検査員、課、長印欄に、白紙の支出負担行為決議書**が非常に多く見受けられます。

どのように点検しているのかお聞きします。

3、次に、玉野市内の工事場所の住所が曖昧な決議書が目につきますので、お聞きします。

例えば、山田、長尾、迫間、玉原、また、〇〇丁目まではあるが、その先の記入がないものとか。工事箇所が分からぬので、その理由。

4、また、同じ欄に、配水管、吸水管、分水栓、止水栓という修繕工事名がありますが、玉野市水道課の受付に置いてあるパンフレットを一瞥しますと、『玉野市水道課から皆さまへ』お問い合わせは玉野市水道課 電話3319666とあり、「水道課では修繕を行つておりませう。水道の修繕などの

上下水道部長・答弁

工事金額が20万円以上は皆、白紙になつていませう。その理由？

工事を行うときは、水道課指定の給水 装置工  
事者に依頼してください。」とあ

り、『玉野市指定給水装置工事者一覧』に、  
約40社が印刷されています。

しかし、この指定業者以外の会社が一〇社  
ほど、工事を行っているようです。その  
根拠について質問しま す。

5、支出負担行為決議書から、請負業者 の件数  
に偏りというか、件数格差が見 られます。突  
発的な事故だから問題は

ないと思いますが、矛盾点はないかお 聞きし  
ます。

6、一日の工事金額が、皆30万円以下 になっ  
ているようですが、条例 や規則を含めて  
理由を御答弁下さい。

それから、三点の書類を要求いたし ました。

○ 支出負担行為決議書の摘要欄の、「関 係書  
類別途保管」公開を要求しました。

※書類が非常に多いので、工事金額が25万  
円以上の随意契約書類を、いただきまし  
ます。  
15件で、130枚ありました。

○ 玉野市水道事業に従事する企業職員 の当直  
勤務規定↓ 当直日誌の公開を 要求しました。

※現在は、当直を廃止しているので、当直日誌  
はない。その代わり、留守番電話で、宅内の水道  
事故は、水道修繕当番の水道会社を紹介し、道路  
での水道事故は、玉野市役所の夜間・休日電話へ  
の紹介を行っているとのことでした。

※ それでは、玉野市役所の夜間電話へ連絡する  
と、その先はどうなるのでしょうか？

また、その先は？ 最終的には誰れが修理業者  
に依頼することになるのか？ 質問します。

○ 随意契約に関する会議録の公開を要 求しま  
した。

## 再質問

水道工事でなく土木工事であるなら、その土木  
業者の登録名簿はあるのか質問します。

また、何社あるのか？

業者名も公表してください。

上下水道部長。 答弁

5、

6、

## 再質問

玉野市財務規則 第122条（随意契約による  
ことができる契約の種類及び金額） 1、工事又は  
製造の請負として、130万円。 4、財産の売り  
払い、30万円。 物件の貸し付け、30万円。そ  
れ以外、50万円となっており、どれにも該当し  
ないのですか？

## 30万円の理由(物品契約か?)

## 再質問

※支出負担行為決議書（修繕工事伺）を一瞥す  
ると2日間にわたって同じ工事を、同じ場所で行  
っているのがありますが、問題はないか？

※また、1日に2カ所の工事現場を消化してい  
るのめかいま見られるが、その理由はあるか？

下水道部長・答弁 ○

### 三、人工化の進む、みやま公園の自然破壊を質す

1、イギリス庭園やドッグランの設置等、みやま公園の人工化により、みやま本来の自然が失われようとしています。

特に、ドッグラン設置以降公園内の秩序の乱れがひどいとの訴えが多いので具体的に質問します。

(1)「ドッグラン」設立趣意の根拠をお聞きます。

**王木部長** 人間と犬との共生のためと位置づけ、緑化協会が設置したものです。

(2)「ドッグラン」開設後、「そのけそのけ、お犬がおる」ではありませんが、犬の進入禁止場所に、堂々と犬を連れ込んだ入場者が急増している、看板も増えているようですが、効果は薄いようです。

例えば、道の駅にも犬を連れ込んだ買い物客が急増していて、買い物がおちおちできない。

パターゴルフ場をはじめ、公園中に犬の糞が多くて、おちおち芝生にも座れないので、今年の花見シーズンはどうなるのだろう。等々、市民からの苦情の声を多く耳にします。

出崎海水浴場でのドッグランは、海で夏期の一定期間だけのオープンであるから糞害も少ないと考えられますが、陸上である自然公園でのドッグランは慎重にお考えになってはどうか。

また、公園での糞害をどのように点検なさっているのか。質問します。

**王木部長** モラルの問題であるので、看板による啓発を行っていく。

(3) 玉野市の施設管理者として、自然公園「みやま」のメリット、デメリットを公園利用者である市民全体のお立場で判断が求められると思う。

そこで、「ドッグラン」を、玉野市都市公園条例等の条例や規則で、行為の制限を行うべきであると考えますが、その認識をお聞きます。

**王木部長** 利用に当たっては利用規則を定め、現場に掲示している。飼い主に確認してもらったうえで、利用してもらっている。また、規則に従わ

ない人にはお断りしているので、条例規則は必要ないと考えている。

(4) また、みやま公園設立趣意について説明を求めます。

**王木部長** 昭和四十六年から自然を生かした、健康と憩いの公園として、整備を開始した。その後、市民のニーズに対応するため、北広場は交流をキーワードとする空間整備を目指し、これより奥のエリアについては、豊かな自然公園とやすらぎをキーワードに整備を行っている。

2、イギリス庭園は有料施設であります。が、最近の入場者が激減し庭園では閑古鳥が鳴いていると聞きますが、実状はどうかお聞きます。

**王木部長** 平成十七年度の入場者数は約二万三千人。平成十八年度は約二万一千人。平成十九年度は、十二月末現在で約二万一千人である。

(2) 無料化したほうが良いとも思いますが、犬を連れて入場されると又、入場者等から非難を浴びることになります。いずれにしても今後の、みやま公園内での犬の管理体制について具体策を質問したいと思います。

**王木部長** 無料化は、考えていない。

北広場の一部区域をペット同伴可能な場所を明記するとともに、排出物の後始末や、必ずリードを付けるなどの指導をしている。糞など見つけた場合は、協会職員が、処理しているが、人間と犬の共生が課題であるが、人間と犬との共生が課題であるので、

□ イギリス庭園管理費用、1,000万円。

□ チボリ公園化する前に、廃止を！

□ 他の場所をの移転を！

□ “レストランのそばは問題”

□ これで最後の質問になりますので、市長に市政運営について、要望をしておきたいと思えます。

いま、三位一体の改革、夕張問題、そして昨年の六月の「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の成立・・・この間の自治体財政を取り巻

く情勢はめまぐるしく変化しています。また、変化しているだけでなく、財政危機の中で自治体がいままでどおり存続していけるのか、大きな課題となっています。

そうしたなか地方公共団体は平成十九年度決算から連結実質赤字比率や将来負担比率などの四つの指標を公表するとともに、一定基準を超えた場合、平成二十年度決算から「財政健全化計画」もしくは「財政再生計画」の策定が義務付けられ、ますます地方の行政経営が重視されることになる。と同時に、いよいよ地方財政は総務省の監視がきつくなります。

そういうことから、これまで要求してきた、予算要求の段階からの予算案の公表を、本年度から公開していただきたい。

玉野市行政の代表者である、市長の責任は益々重いものとなってまいります。多様な住民ニーズに対応した地域づくりを進める一方、厳しい状況下での行政経営についても、幅広い視野や感覚を持つて取り組まれ、国や県と堂々と、議論を展開していただき、陳情行政から交渉。提言行政へ、舵を切っていただけるよう要望いたします。私の一般質問を終わります。

ご静聴ありがとうございました。

# 平成20年度予算・

## 一般質問後の質疑

### 議案第1号 平成20年度一般会計予算

市長は平成20年度の「市政運営の基本方針」で、限られた財源の有効活用、自主財源の確保等、持続可能にして健全な行政運営に努めながら「攻めの市政」へと舵<sup>かじ</sup>を切り、計画的かつ着実に、云々とあり。

1、ここでいう「攻めの市政」とは、一般会計のどこに反映されているのかお聞きします。

2、財源不足の解消に何とか目処<sup>めど</sup>が立った状態となりました、云々とありますが、玉野市の市債残高は、いくら減ったのか、お聞きします。

3、平成20年度において、雇用の場の創出を行うために、空き工場、空き店舗を活用するなど、さらなる企業や店舗等の誘致に努める。とありますが、これは予算にどのように反映されているか。お尋ねします。

### 再質問

これまで以上に道路舗装工事など維持修繕に努める、云々とあり、市内一円の道路や交通安全施設の維持、改修に努める、と、あることから、普通建設事業費のみが、平成19年度より13億1140万円ほど多くなっている。

しかし、この道路工事も

平成18年度と

平成19年度及び、

平成20年度の「普通建設事業予算」を

3年間をトータルして平均してみると、

平成18年度が約7億円、

平成19年度が約9億円、

そして20年度が、約22億円となっていて、

この3年間を平均すると、12億6千万位になり、

平成17年度の、約11億円、

平成16年度の、約16億円

の予算と変わらないように思いますが、

これだけを、「攻めの市政」というのではないと思えますが・・・？

この点を再度お尋ねして、質疑を終わります。

市債は平成20年20億6千万円

平成19年度が、11億8千万円

その差額は約9億円で、東ごみ処理センターの改修工事を想定していなかった市長にしてみれば、これの工事費に、市債を発行せざるを得なかったのではな  
いか？

これが、市債の発行についても、前年と変わらないように思う。

## 平成20年度・委員長質疑

議案第13号 平成20年度

玉野市下水道事業会計予算

本年、平成20年度の企業会計である、下水道事業会計の予算が、過去五年間の下水道事業会計と比べても、対前年度比27・6%増の約55億円を計上している。これは、前年の平成19年度予算より約12億円の増加です。

その予算の増加の理由として、宇野・藤井の玉野浄化センターの、経年劣化が著しいのでその施設の改築・更新を本格的に実施することを挙げています。しかし、昭和56年度から三井造船の下水処理を実施する予定になっていた。しかもその処理量収集金額は、年間約1億円を予定していたと思われる。

ところが、この施設への三井造船からの下水処理水の収入金額は、私 が本議会や委員会 で追及してやっ と年間600万円ぐらいの収入が入る ようになったままのひどいものであ ります。にもかかわらず、未だに市 長は、三井造船に何にも言わず、見 ざる、聞かざるを決め込んで、ろく に交渉をしないまま、27年間もの 年月を経過した。その期間の玉野浄 化センターの処理場の約30%は使 用しないまま、一滴の汚水も入らな くても、施設は老朽化して、平成2 0年度予算で、経年劣化が著しいの で、改築等を行うということですが、 建設委員会 で、このような重大な議

案を、十分、且つ、慎重に議論をな  
されたのか、どうか、質問いたしま  
す。

**建設委員長**

**再質問**

それでは、市民は納得しない。



委員会提出議案第1号 玉野市議会  
委員会条例の一部を改正する条例案  
委員会提出議案第2号 玉野市議会  
会議規則の一部を改正する規則案

私は会派に属さない議員の立場から、この2議案について、何の説明も受けていない、一人会派を含む全会派の代表で、議会運営委員会を構成し、全議員の意見が反映する形で運営するような協議はされたのかされなかったのか質問します。お尋ねします。

**議会運営委員長**

**再質問** 今後一人会派を含む全会派の代表で、議会運営委員会を構成し、全議員の意見が反映する形で民主的な運営をするよう、議会運営委員会で提案なさるお気持ちはおありですか、ありませんか、質問します。

**委員長**

**再質問**

## 平成20年度 3月定例会の議案及び、条例並びに、規則に対し、

反対討論を行います。

まず、

議案第1号 平成20年度 玉野市一般会計予算、

議案第13号 平成20年度 玉野市下水道事業会計予算

議案第15号 玉野市長の給与に関する条例の一部を改正する条例

について一括で、反対討論を行います。

平成20年度の一般会計予算は、209億2,800万円と、平成16年度より、20億円少なく、平成17年度より、7億円多く、平成18年度より、19億円ほど多く、平成19年度より、12億6,000万円ほど多くなっています。

こういうことから、一般会計については、平成20年度予算総額は、前年度比6・4%、額にして約12億6,000万円の増となり、黒田市長就任以来3年ぶりに200億円を上回っています。緊縮予算の御努力や、教育費の予算は評価いたします。

しかし、一方で、12月定例会の市長答弁から見えてきたものは、東清掃センターの改修工事を、ご自分の市長選挙用マニフェストから漏れていた大きな失墜予算であり「攻めの予算」の、文言の修正等を求めたいと思います。

まず、今議会の私の「政務調査費の報告書のチェックと説明責任」の質問で、兼光氏の辞職に至る真相と市民に対する市長の説明責任を質しました。本市の条例では、政務調査費の収支報告書をチェ

ックして必要な措置を執るのは市長の権限と義務があるとあるのに、市長は就任以来それを怠り、制度上は何も権限のない議会事務局職員に責任があるかのような御答弁に終始されました。

また、兼光氏の事件では市民に対する説明責任を果たす意志がないのが見え見えの御答弁でした。

市長は政務調査費の条例をご存じないのかもしれませんが、それにしても、議会事務局に責任を押しつけるとはいかかなものか。

市民は、「叩けば兼光氏と同じホコリが出るのか」と、疑いたくなるのではないのでしょうか。

条例に議会の果たすべき役割を規定せず、遅まきながらの領収書の添付義務を決めただけで条例の改正をしないで、放置した議会費の予算であることから、その条例化を求めます。

つぎに、「議員の健康診断費補助金」が予算化されています。これも私が再三指摘しているように、地方自治法第203条1項、2項及び4項で、議員等の非常勤職員には報酬、費用の弁償、期末手当の支給のみ認められており、福利厚生 の性質を有する手当の支給は認められておりません。

さらに、法第204条2項「普通公共団体は、いかなる給与その他の給付も法律又はこれに基づく条例に基づかずには、これを法第203条第1項の職員（職員等の非常勤）及び前第1項の職員（常勤）に支給することはできない。」と規定され、要綱に基づく補助金の給付は明らかに地方自治法の条項に違反していることから廃止を求めます。

つぎに、「議案第15号 玉野市長の給与に関する条例等の一部を改正する条例」についてであります。

平成17年度12月の定例会の、議案第22号の条例案で、市長の勤勉手当を廃止するというのがあり、市長の勤勉手当という文言は廃止になりました。

しかし、勤勉手当の金子のほうは、市長の懐に入る議案が可決されました。それを議員の看過とは申しませんが、それ以来市長はきまり悪そうにその分、給与を20%削減されておられるようです。そういうことなら、いっそ勤勉手当分を廃止すべきだという観点から、この条例と、一般会計予算に反対討論いたします。

つぎに、「議案第13号 平成20年度玉野市下水道事業会計予算」について。

企業会計予算を拝見しますと、昨年より約10億円の増であります。下水道事業会計は12億円の増で、対前年度比27・6%の増となっております。

市長は、その理由として、玉野浄化センター改築・更新工事を本格的に実施することと、山田中継ポンプ場の新設工事等を挙げていらつしやいます。

山田地区の新設工事は歓迎いたしますが、三井造船の公共下水処理水を、昭和56年から処理することになっていた施設の玉野浄化センターの改築・更新工事につきましても、3割近くを占める施設が、27年間もの間、未使用のまま放置されてきました。

さらに、黒田市長就任から3度目の下水道事業会計の予算編成を迎えています。

しかし、黒田市長の下水道事業予算に3度目の正直はありません。

昭和48年の本市と三井造船の公共下水道接続の約束の一冊が取り交わされて

いる以上、市民信義に反することから、三井造船の公共下水処理水が一滴も処理できていないことに鑑み、本市の下水道事業会計予算に反対討論いたします。

教育費については評価できませんが、市長就任以来緊縮財政を展開してきたにも拘わらず、平成20年度予算を「攻めの予算」と掲げ、下水道事業会計で、12億円の予算増と、一般会計で、12億円増で、「東清掃センターゴミ焼却施設整備工事」を落札価格93・8%の10億円近い予算。

また、市長就任以来3年目にして、前年比、50%以上アップの、道路標識や道路舗装、農業水路といった維持補修費予算を組んだ一般会計予算は、市長選挙対策予算といわれても仕方がないのではないでしょうか。

私の掲げるシリーズ “日本が破綻する”前に、「玉野市の再生を！」に、不釣り合いな面からも、一般会計、企業会計の下水道事業会計、及び、市長の給与に関する条例の一部を改正する条例に、私は反対討論いたします。

委員会提出議案第1号 玉野市議会

対討論といたします。

委員会条例の一部を改正する条例

委員会提出議案第2号 玉野市議会  
会議規則の一部を改正する規則

政務調査費の改正の時もそうでした。

先ほどの討論の中で申し上げましたが、市長が議会事務局に責任を押しつけたことについて、議長や議会が市長のその発言を看過<sup>かんか</sup>していると市民はとるであろう。

条例に議会の果たすべき自立した役割を規定しない限り、領収書の添付義務を決めただけでは、今までもどおりの“公金横領的”な不祥事は防げないのではないだろうか。それゆえ、絶対に条例の再改正が必要であると考えます。

兼光氏の事件では、議会が真相を隠蔽<sup>いんぺい</sup>したまま兼光氏に詰め腹を切らせてケリを付けたつもりでも、新聞やテレビに大々的に取り上げられた事件にも拘わらず、その真相が市民には全く知らされていないと言いますが、ますます政治不信を増幅させると思うことから。

正常に機能している議会なら、事件の真相を究明して市民に報告し、再発防止と議会の責任を明記した「決議」を可決すべきだと考えます。

一人会派の私には、条例改正や議会規則、また、今回の委員会提出議案についても、何ら事前の報告や、経過報告はなく、結果報告があるだけです。

そういうことから、再三再四わたしは、議長宛に、「玉野市議会運営棟の見直しについての申し入れ」を行ってききましたが、なかなか取り上げてもらえないことから、玉野市議会は、全議員の意見が反映された形の運営は成されていないと言わなければなりません。

そういうことから、この議案2件に反

ぐというのであれば、・・・

□ 恣意的にやっているとは思わないが

■ 総論的なことを言っておられるのか、各論的なことを言っておられるのか、もつと言えば、だから私は、何もやりませんという意味なんです。

国会でもこういうことを言う、言葉はね。

だから、聞かれて、自分としては何も判断したくない。

やらないんだったらば、持って回った言い方をしないで、ストレートに、私は何もやりませんと言った方が、分かりやすいんですよ。そういうふうに。言った方が分かりやすいでしょ。

市民にも、議会にも、そう思いませんか。意味含めて。

□ 大阪府が危機的な状態になった理由は、情報の開示の不十分さにある。

悪い情報もそのまま出して住民との距離を近づけないと、思い切った手は打てない。

□ 市長の情報公開は、空回りしている。例えば、何人・・・ ↓理由。固定資産税の納税者が、市外に住んでいる場合、情報開示できない。納税が、情報を入力できない。

□ 提案理由の中にも、それから第1条の中にも開かれた云々とありますけど、これは市民に開かれた、こう分かりやすいことを言ってるわけですか。

□ 当市の職員がこういう契約事務について適正に執行しているというふうに固く信じておりますけれども、市民の方からちよつとおかしいのではないかと言う

□ 支出負担行為決議書（修繕工事伺い）  
（市長の） 決裁書・決裁権者は誰か？  
事業管理者

□ 起案書

□ 内部会議の議事録

□ 庁議決定までの議事録

□ 事務決定規程

□ 委員会条例の分析

□ 委員会報告に質疑を

□ 水道工事も、建設工事等と同様に事後報告するべきだ！

□ 委託契約について、業者の指名の選定をどのようにしているのか。

□ 指名参加登録業者。

□ 「質問に答えなきやダメだ」と呼ぶ。

□ 疑惑がある云々うんぬんというのを、匿名とくめいでも入れば、私たち市会議員として調査しなきやいけない。  
きちつと調査して何もなければいいわけです。

不必要なモノまで要求しません。

□ いつ、どこで、誰が、どのような方法で検討したか。

□ 地方政治は、国の議院内閣制と異なることから、

□ 市長が真に住民福祉の向上に意を注

ことがありまして、それを資料を出していただいて調査いたしました。

- 市民に開かれたわかりやすい（情報公開）市政というのは、まあよく市政方針にも出てきましたが、大変結構なことだ。言葉だけだったら、言葉だけだったら良くないんだけど、大変結構なことなんです。そういうことであるならね、ここで第○条○項に、委員は過半数が出席しなければ会議を開くことができないとありますけども、こういう条文の後にね、開かれた市政というんでしたら、住民の権利としてね、会議公開して傍聴認めるんだと、そういうようなこと一項を入れておいた方が、入れておくべきだと。そういうことは検討もされないんですか。
- 大綱でもそうなってるんだったら、なおさら1項目入れてね、権利として認められているんだというふうにした方がいいんじゃないですか。今原則公開でやりますよと委員の先生方に言ってもね、見識のある方々ですからどう判断するか分からないけども、今までのいろんな流れだと、自由な発言ができないとか何とか言ってるね、多くの委員が反対したら、だって公開にならないじゃないですか。
- 先ほどから私言ったように、今後検討すると言うことは、全部公開とは私思っていますよ。プライバシーやなんかあるから。ただ権利として公開認められるのはどう謳うかということ検討していくという、そういう答弁です。
- これ個別の議案だからね、条例とこれは。だから当然本会議に提出してやるという前提で協議してましたからね。

一応何らかの結論を出さなきゃいけないんじゃないか。

□ 付帯決議というのは別物なんだよ、条例と、議案が。だからあの付帯決議、付帯決議と簡単に・・・。

□ 僕はもっと反対しようと思った、さっき言ったけど。そういうところから協議始まって、どうだと、付帯決議付けられるんだと、それで3項目協議に入ってた。そういうのつくるんだったらいいよと。それで条例みたいにして、条例と別個のものだけだね、条例賛成に回った。だから単に医院長の報告だという認識全然ないのね。通常ここでそういう合意したら、別の議案として出されるの通常の扱いだから。そういう認識だったんですよ。

□ 公職選挙法199条の2（公職の候補者等の寄付の禁止）

□ （兼光議員の）返還金（平成18年度分）は、どのように処理なさいましたか？

また、平成17年度分及び、18年度分は何時どのように処理なさいましたか？

どこの自治体の情報公開条例も第一条に、「市民の知る権利の保障に努める」と規定されている・・・。

えているか？

決算カードから、玉野市の水道事業に市債が〇〇億円も投入されている。にもかかわらず、玉野市議会議員の水道議員5名に報酬を70万円くらい拠出している。市民の納得は得られないと考えるか？

## 8日(金)の、私の一般質問で、

1、明確に質問をしているのに、ほとんど答弁せずに、はぐらかした。

2、しかも、平成17年度も、平成18年度も、兼光議員以外は、政務調査費の返還は誰も行っていないと、市長が答弁した。

偽証罪にならないか？

## 四、新年度予算について

昨年六月に成立した「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、玉野市も平成一九年度決算から連結実質赤字比率や将来負担比率などの四つの指標を公表することに鑑み、決算委員会を平成二〇年度より、一二月議会から九月議会に切り替えるべきであると考えますが、どうか。

現在の玉野市独自の決算カードを、正式なといいますか、全国統一の総務省の「個票」に変更予定は、いつ行おうと考

※地方自治の現代用語、2007ページ

「線引き」

都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に二分すること。

「整備、開発又は保全の方針」

都市計画法では、土地利用、都市施設、市街地開発事業等の各種の都市計画相互間のきめ細かい調整を図り、都市計画の総合性・一体性を確保するため、線引きを行う際に、そのマスタープランともいべきものとして、定めるものとされている。

その内容については、①都市計画の目標、②土地利用の方針、③市街地の開発及び再開発の方針、④交通体系の整備の方針、⑤自然的環境の保全及び公共空地系統の整備の方針、⑥下水道及び河川の整備の方針、⑦その他の公共施設の整備の方針、を定めるほか、当該都市計画区域の特性に応じ、⑧市街地整備プログラムの基本的事項、⑨公害防止又は環境の改善の方針、⑩都市防災に関する方針、住宅建設の方針、を定めることとしている。

※同、197ページ

「建築確認」

建築基準法から、学校、劇場、病院、百貨店などの特殊建築物をはじめ一定の規模を超える建築物の敷地、構造及び建築設備に関する法律や条令などの規定に適合しているかどうか、建築主事によって審査のうえで行われる確認。

この確認を行う場合には、管轄の消防長又は消防署長の同意が必要。

「建築協定法」

この協定は特定行政庁（市長又は知事）が認可する。

地域住民が居住環境や土地利用を自らの意志によってつくりだそうとするものであるとともに、違反建築の防止を外的な権力措置のみでなく住民内部の意志と力で保障することに法が裏付けをあたえようとするものであり、まちづくりにおける住民参加の意義を有するものといえる。ただし、建築協定は大半が効力を一〇年とする時限協定であり、その延長には住民の一〇〇%の同意を必要とすることになっている。

※同、二二〇ページ

「都市計画」「都市計画決定」「都市計画事業認可」

二、東児鉄工所の都市計画法違反事件は、市民が納得でき、法的に正しく解決されているか？

うの質問

一、既存工場の増設とあるが？  
既存工場とは何を言うのか？  
二、既存工場は、合法的建物か？  
違法な建物であっても、許可が下りるのか？

Q 建物の全部事項証明書（登記簿謄本）



※玉野市北方1258番

1, 昭和50年1月27日第800号の、「保存登記申請書」及び、その「付属書類」。

2, 昭和45年11月10日新築の、線引き時(昭和46年9月6日)の、「都市計画図」及び、

3, 線引き前後の、「航空写真」の入手。

なお、昭和49年撮影の玉野市所有の航空写真には、当建築物は確認された。

以上。所有者、玉野市北方1259番地

株式会社 東児鉄工所

他に、玉野市北方1259番地

1326番1

**うの質問** 玉野市水道課の窓口を設置の

「玉野市水道課から、市民の皆さまへ」として、「業務変更のおしらせ」がある。

また、修繕緊急工事水道関係のもの

偽つての平成18年度の予算書を一瞥すると、納税者の税負担は増加していますし、市民の公共施設使用料や、公文書等の手数料もまた値上げをしています。

さらに、提出された今議会の議案書を拝見しますと、今度は本市の職員にも勤勉手当の減額を5〜10%強いているようです。

四、公共下水道だけではない、

玉野市の三井造船対策。

三井病院の固定資産税は、正しく評価されているか!?

「現業」とは、国または地方公共団体の実施する事業のうち、権力執行的行政でなく、非権力的・企業的人格を有するもの、つまり事業の性質上民間においても行いうるものを現業と称する。

通常、国においては、いわゆる5現業をいうようである。

地方公共団体においては、地方公営企業労働関係法による水道事業や、同法が準用される、学校

給食、学校用務、庁舎管理、清掃、野犬取締り等の現業事業部門が現業とされているようであるが、玉野市の実情はどうか?

議案第1号

平成19年度玉野市一般会計予算

款1、議会費。

項1、議会費。

目1、議会費。

節19、負担金補助及び交付金中、

議員会補助70万円。

及び、

款2、総務費。

項1、総務管理費。

目1、一般管理費。

節2、給与。特別職給与中、

市長期末手当について、反対討論を行います。

まず、議員会補助、70万円について、玉野市議会議員の健康診断の費用が予算化されたのが1992年度だったと思います。

「一般職がやっていることだから」と、いずれかの会派から要求があったようです。

事業所や公務員には健康診断を行うことが使用者側に義務付けられています。議員の身分は非常勤の特別職であります。市には非常勤の特別職が数百人もいる中で、議員だけが特別扱いされるのはおかしいと思います。

(最近5年間を調べてみると、健康診断に要する一人当たりの費用が一泊二日で5万円、日帰り2万2千円の限度額を決めて、平成13年度の受診者は25名中12名。

14年度は選挙前年であったこともあつてか8名。

15年度は12名。16年度は14名。17年度は24名中11名となっていました。

私は、議員が議員会補助金で健康診断費を行うこと。つまり私たち自分個人の健康診断を市民の税金の公費負担で行うことは、市民の理解が得られないと考え、国民健康保険等、他の制度で対応すべきだとの観点から、議員会補助、健康診断費の廃止を求め、反対討論いたします。

次に、特別職給与費 期末手当732万6千円について、平成17年度決算委員会、市長の勤勉手当を廃止して、期末手当に組み込むとのご説明であつたと思いません。

しかし、はるか以前の1968年10月に当時の自治省の通達で、「市長等の特別職に対してボーナス時に、勤勉手当を含めているのは不適當」となっています。

ということから、手当の表現を替えただけの中身はお手盛りそのまま、ごまかしの改正だつたと考えます。

そもそも、勤勉手当なるものは、一般職の勤務成績に対する査定を予定しての制度で、市長などは勤務成績の適用がないわけで、いわば雇用者として、一般職を指揮・監督し査定する立場にあるわけですから、市長自身に支給するのは本来の趣旨に合わないのは当然のことです。

今議会で、議案第22号の条例で、勤勉手当について、一般職に犠牲を強いようとしている市長が、自らは、通達を無視してお手盛り手当を懐ふところにしています。

そのようなことから、市長期末手当中の勤勉手当を外すはずべきだと考え、反対討論いたします。

以上2件。

予算を審議したり、公共料金の値上げをする、私たちが、姿勢を正していかなければならぬと考え、皆様のご理解と、ご賛同をよろしくお願いいたします、私の討論を終わります。